

- エール川西！ “I<sup>ラブ</sup>♥KAWANISHI” プロジェクト -

令和3年度 川西町消費喚起対策地域振興券発行事業

## 『川西町消費喚起対策地域振興券』 act3

### 参加店舗募集要項

川西町消費喚起対策地域振興券発行事業

事業委託団体 川西町商工会

TEL 0745-44-0480

## ■事業の趣旨

### 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ住民生活の支援と、消費喚起における事業所支援を目的に、町内で使用できる「川西町消費喚起対策地域振興券」を発行する。

### 1. 地域振興券事業の概要

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 名称   | 川西町消費喚起対策地域振興券発行事業<br>KAWANISHI「いい町ちかい町」地域振興券           |
| (2) 発行者  | 川西町   |
| (3) 業務委託 | 川西町商工会  |
| (4) 発行内容 | 発行総額（概算）25,500,000 円（地域振興券発行総額）                         |
| (5) 使用期間 | 令和3年7月1日（木）～令和3年9月30日（木）                                |
| (6) 対象者  | 令和3年6月1日時点で住民基本台帳に記載されている全住民が所属する世帯の世帯主に配布 ※8,500 人（概ね） |
| (7) 配布方法 | 川西町より対象者分を取りまとめし世帯主に特定記録郵便にて郵送                          |
| (8) 配布明細 | （一人あたり）3,000 円（額面500 円券×6 枚）                            |
| (9) 利用店舗 | 川西町に所在する店舗（商工会員、非会員問わず）                                 |

### 2. 地域振興券取り扱い厳守事項

- 地域振興券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能です。
- 地域振興券と現金との交換は禁止です。
- 商品券額以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないでください。
- 不足分は現金等で受け取ってください。
- A4 用紙にミシン目入りの切り取り型の地域振興券です。切り取ったものや、そのままの状態での受け取りは可能ですが、換金の際は**必ず切り離してください。**
- 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示ください。
- 利用期限を過ぎた地域振興券は受け取らないでください。
- 地域振興券の盗難、紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。  
※商品券の盗難・紛失については損害賠償が発生する場合があります。

### 3. 地域振興券の利用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス水道料金等）
- 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定す

る製造たばこの購入

- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類および仕入商品の購入
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一次預かりを除く）等の不動産に係る支払
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 地域振興券の交換または売買

#### 4. 参加資格

川西町内に事業所、店舗を有する事業者であり、本事業の主旨に賛同、協力する事業所。ただし、次の事業者は除きます。

- ① 「風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律」(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業および食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの。
- ② 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの。
- ③ 上記 3. [地域振興券利用の対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等
- ④ 奈良県並びに川西町の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けているもの。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 個項第 2 号に該当するもの及び刑法（昭和 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 もしくは第 198 条または私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による系の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者等。
- ⑥ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有するもの、個人にあってはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑦ 暴力団員（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に関与しているとき。
- ⑧ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用したとき。

- ⑨ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力または関与しているとき。
- ⑩ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 5. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ① 利用可能店舗であることが明確になるよう、販売ツール（ポスターおよびステッカー等）を利用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- ② 利用者が使用される地域振興券について受け取って問題ないかを確認してください。なお、複写されたもの（ホログラムが印刷されていないもの）や色合いや厚さが明らかに違うなど、偽造された地域振興券と判別できる場合は地域振興券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察に通報してください。また、その旨を川西町商工会にも報告してください。加えて、確認用として配布する見本券は商品券を取扱う全ての方に周知してください。
- ③ 地域振興券を受け取った時は、**再流出を防止するために地域振興券裏面に参加店舗のゴム印等の受領印を押印**することとし、既に受領印があるものは受け取りを拒否してください。
- ④ 使用済みの地域振興券を換金する際、万が一入金額に差異があった場合にそなえ、確認のため『事業所控』を入金が完了するまで大切に保管してください。  
※この『事業所控』がない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんのでご注意ください。なお『事業所控』がある場合でも振込入金後2週間を経過してからの意義申し立てはできませんのでご理解ください。
- ⑤ 取扱事業所として登録いただいた「屋号」、「法人名」や「代表者名（担当者名）」と商品券裏面の事業所名等が異なっていれば換金できない場合がありますのでご注意ください。
- ⑥ 換金請求した金銭は、取扱店舗登録申請の際に指定した口座に入金されますのでご確認ください。また指定口座は取扱期間中、原則変更することはできません。ただやむを得ず変更を希望される方は、川西町商工会まで申し出てください。
- ⑦ 地域振興券の換金に伴う振込手数料はかかりませんので、換金額どおり振込入金させていただきます。
- ⑧ 地域振興券の交換及び売買は禁止です。
- ⑨ 川西町商工会にご加入されていない方はこの機会にご加入いただければ幸いです。
- ⑩ 地域振興券発行事業の運営にご協力ください。

## 6. 申込みについて

- (1) 申込み方法

地域振興券取扱店舗の登録を希望される方は、この「募集要項」をご確認のうえ別紙「取扱事業所登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入、捺印のうえ本地域振興券発行事業委託団体である川西町商工会までご持参ください。

川西町商工会 奈良県磯城郡川西町結崎 217 - 1 (川西町文化会館前)  
Tel 0745 - 44 - 0480 FAX 0745 - 44 - 1831  
E-mail [kawa2445@kcn.jp](mailto:kawa2445@kcn.jp)  
URL : <https://r.goope.jp/nara-kawanishi/>  
<https://kawanishibutton.net/>

昨年度実施の「地域振興券」発行事業に登録された方も改めて、別紙の「取扱事業所登録申請書兼誓約書」を必ず提出していただきます。

(2) 申込期間

令和3年5月17日(月)～使用期間中は随時受付可能

※土・日・祝日、年末年始を除く

※5月28日(金)までに申し込みいただいた事業所は、地域振興券が郵送される際に同封される「取扱店舗一覧」に記載されます。ただし、それ以降に受付された店舗については、町並びに商工会HPにて公開します。

(3) 取扱店の確定

○登録された事業所には「取扱事業所登録証明書」を交付させていただきます。この「取扱事業所登録証明書」は地域振興券の換金の際に必要となります。また取扱事業所である告知ポスター等は店舗内外(出入口、レジ前等)に掲示し、お客さんに登録店であることがわかるように告知してください。

○ステッカーは昨年度実施分をそのまま継続使用が可能ですが、破損や紛失等で使用できない際は川西町商工会までご連絡ください。

○登録された取扱事業所は、地域振興券を利用する方への案内チラシや町HP、商工会HPに事業所名などを記載させていただきます。

○申込み内容に虚偽、不備等がある場合には承認を取り消すことがあります。

(4) その他

○取扱事業所向けに説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施せず、個別対応となりますので予めご了承ください。

○「取扱事業所登録申請書兼誓約書」のフォーマットは商工会HPに添付しております。(PDF版) URL : <https://r.goope.jp/nara-kawanishi/>  
<https://kawanishibutton.net/>

## 7. 取扱店舗の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取り

消し、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

## 8. 換金について

以下を換金の基本方針とします。

- 使用済み地域振興券の裏面に事業所印(ゴム印可)もしくは代表者印を押印したものを、指定した金融機関(奈良中央信用金庫結崎支店、JA ならけん川西支店(予定))に持参してください。
- 金融機関への窓口には交付しております「取扱事業所登録証明書」を必ずご持参下さい。
- 持参する地域振興券は必ず枚数を確認したうえで金融機関の窓口で照合し、間違いがなければ所定の「換金依頼書」に署名(登録番号 KS●●●を記入)し「事業所控」をお受けとりください。
- 持参する地域振興券は、50枚や100枚などの枚数ごと一括りにさせていただくと助かります。
- 換金依頼書の「事業所控」は、振込まれた金額に差異が生じていた際に必要となりますので、大切に保管してください。
- 換金は全て振込による入金であり、現金での換金は一切いたしません。
- 換金期間と振込入金は下の通りです。

換金(締め日)及び振込予定表

所定金融機関窓口への提出締め日	振込予定日
令和3年 7月16日(金)	令和3年 7月30日(金)
令和3年 7月30日(金)	令和3年 8月13日(金)
令和3年 8月16日(月)	令和3年 8月31日(火)
令和3年 8月31日(火)	令和3年 9月15日(水)
令和3年 9月15日(水)	令和3年 9月30日(木)
令和3年 10月 8日(金)	令和3年 10月20日(水)

※ 所定金融機関への持込最終日は、令和3年10月8日(金)です。これを過ぎると一切換金できませんのでご注意ください。

- 振込金額と商品券の確認を行ったうえ入金します。
- 振込手数料はかかりません。

## 9. その他の留意事項

- この「募集要項」に記載されていない事項などに関しては協議を行います。
- 取扱事業所情報(屋号、所在地、電話番号、業種等)は「取扱店舗一覧」としてリーフレット、ホームページなどにより広報します。

問い合わせ先

川西町商工会（川西町消費喚起対策地域振興券発行事業委託団体）

TEL 0745-44-0480 FAX 0745-44-1831

E-mail [kawa2445@kcn.jp](mailto:kawa2445@kcn.jp)

URL <https://r.goope.jp/nara-kawanishi/>

<https://kawanishibutton.net/>